

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人に対する改善命令
根拠条例・規則等名		特定非営利活動促進法
条 項		法第65条第4項
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きいため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		